

P-1

『4S指針』


【目次】 P-2

大項目	小項目
1.作業場の表示	
2-1.作業場の整理	材料・素材 部品・製品 設備・装置 治工具
2-2.作業場の整頓	置場(常設、仮設) 区画(高さ、歩行スペース、完成品) 在庫 治工具 管理
3.清掃	職場の汚れ 設備・装置 管理
4.その他	操作盤・バルブの銘板
5.周辺(屋外)	

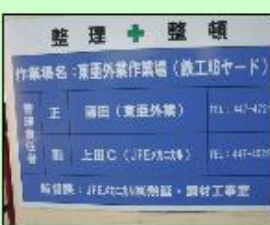
1. 作業場の表示 P-2


指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.作業場の見易い箇所に、次の内容を記載した表示板がある ①作業場の名称 ②メカニカルの管理責任者の氏名 ③使用責任者の氏名 ④使用責任者の連絡先	・登録名称と一致していること ・著しく汚れていないこと ・作業場の入り口、又は見易い箇所に掲示していること

推奨形式



整理 + 整頓





2-1. 作業場の整理 材料・素材 P-4

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.不要な材料がない	・定められた置場以外に、 材料・素材 がないこと







2-1. 作業場の整理 部品・製品 P-5

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.不要な部品、不要な仕掛品、不良品及び使用しない試作品がない	・定められた置場以外に、不要な部品、不要な仕掛品、不良品及び使用しない試作品を置いていないこと






2-1. 作業場の整理 設備・装置 P-6

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.使用していない設備、装置がない 2.未整備の装置や設備が放置されていない	・使用していない設備や装置はその旨を表示していること ・定められた置場以外に、未整備品を置いていないこと

2-1. 作業場の整理 治工具(1/2) P-7

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.不要、使用していない治工具がない 2.破損した治工具がない	・破損した治工具は、荷札等に「修理」、「廃却」の表示をし、定められた場所に置いてあること



2-1. 作業場の整理 治工具(2/2) P-8




不整備工具に付き使用を禁止する

2-2. 作業場の整頓 置場(レイアウト) P-9

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.置場のレイアウトが整理されている 2.置場の所在地が明確である 3.置場に正しく返却されている	・作業場全体の置場配置を掲示していること ・その場所に 整然 と置かれていること

2-2. 作業場の整頓 置場(常設置場表示)

P-10

指 針	基準の解説(あるべき姿)
4. 常設置場に次の内容を記載した表示が物品ごとにある ①品名 ②数量 ③管理部署 ④管理者名 ⑤連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 物品毎に、表示板を掲示すること 品名は1枚の表示板に3品目までとすること 数量は最大数量が判るように表示すること 管理部署は室まで表示すること 管理者名は管理責任者を表示すること 連絡先は管理責任者の連絡先とすること 種類の多い保管庫等は引出し、又は扉に品名表示をすること(スーパーボックスも同様) 物が判り難い場合は、写真を貼付すること



2-2. 作業場の整頓 区画(高さ不足・かくれんぼ)

P-13

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 高さ不足やかくれんぼ場所に物品を置いていない	<p>《高さ不足の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段下、建屋斜材等高さ2m以下の場所、“入って行けない・物を置けない”措置を行うこと(写真①②) <p>《かくれんぼ状態の排除》</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁際の棚・工具箱は、壁に密着させて物品の置けるスペースをなくすこと 建屋の隅に物を置かないこと



2-2. 作業場の整頓 区画(完成品・補修品置場)

P-16

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 完成品、補修品置場を確保している	<ul style="list-style-type: none"> 完成品と補修品は区別し、区画表示すること 仮置きする場合は、三角コーン等にて区画、仮置き表示をすること(表示内容は、2-2.作業場の整頓-置場-5に示す)



2-2. 作業場の整頓 置場(仮設置場表示)

P-11

指 針	基準の解説(あるべき姿)
5. 仮設置場に次の内容を記載した表示が物品ごとにある ①品名 ②数量 ③管理部署 ④管理者名 ⑤連絡先 ⑥目的 ⑦仮置期限(所管部署の許可を得ている) 6. 仮置期間は1ヶ月以内となっている	<ul style="list-style-type: none"> 物品毎に、表示板を掲示すること 品名は1枚の表示板に3品目までとすること 数量は最大数量が判るように表示すること 管理部署は室まで表示すること 管理者名は管理責任者を表示すること 連絡先は管理責任者の連絡先とすること 種類の多い保管庫等は引出し、又は扉に品名表示をすること(スーパーボックスも同様) 物が判り難い場合は、写真を貼付すること



2-2. 作業場の整頓 区画(歩行・玉掛けスペース)(1/2)

P-14

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 置場区画内の歩行、玉掛けスペースが確保されている	<p>《置場区画内の歩行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定化された定形品の置場区画内は、作業通路を区画・明示すること(写真3、4)



2-2. 作業場の整頓 在庫

P-17

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 適正在庫量を表示している 2. 適正在庫量を超過していない	<ul style="list-style-type: none"> 部品等は、品名毎に最大数量を表示し管理すること ①品名別に最大数量を表示し、在庫管理すること ②小物等は、種類毎に区別し在庫管理すること 例: ○○個以内等 足場材は品名毎に、最大数量(本数、個数)、長さ等を表示すること(写真を参照方) 適正在庫量を超過しないよう管理すること



2-2. 作業場の整頓 区画

P-12

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 通路と物品等の置場区画表示が明確になっている 2. 区画からはみ出して物を置いていない	<ul style="list-style-type: none"> 作業通路、安全通路を確保し、区画表示をしていること 移動可能な物品等は、物品等毎に置場区画表示をしていること 移動可能な物品等は、置場区画表示よりはみ出して置いていないこと



2-2. 作業場の整頓 区画(歩行・玉掛けスペース)(2/2)

P-15

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 置場区画内の歩行、玉掛けスペースが確保されている	<p>《置場区画内の歩行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮置品は、“建屋方向に直角・平行に端面を揃えて”置き、600mm以上の通行・移動スペースを確保すること(写真5) <p>《玉掛けスペースの確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定形物製品加工場・補修場は、玉掛けスペースを区画・明示し、合図者・ペンダント操作者ともそのスペース内での作業を行うこと(写真6)



2-2. 作業場の整頓 治工具

P-18

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1. 治工具の置場(格納場所)表示、管理責任者名の表示がある 2. 表示物以外の治工具を置いていない 3. 持ち出しの使用者や使用先が判るようになっている	<ul style="list-style-type: none"> 置場表示を掲示すること 例: 品名、管理責任者の所属・氏名・連絡先等 表示物以外の物を収納していないこと 全ての治工具を表示していること 持ち出しの使用者、使用先が判るようになっていること



2-2. 作業場の整理 管理

P-19

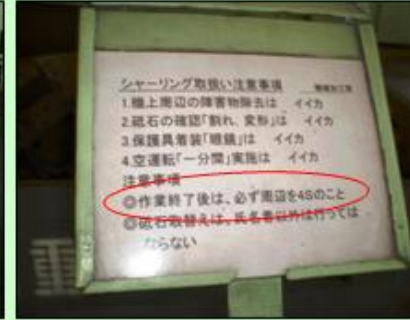
指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.使用頻度の高い物が、 出し易いよう に工夫されている 2.棚の 天板上に物品を置いていない 3.重量物は棚の下、軽量物は棚の上に置いている 4.棚口は、物の落下防止対策が取られている 5.期限の切れた不要な掲示物がない	左記の基準に準ずる



3. 清掃 設備・装置

P-22

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.設備・装置に埃などの堆積、汚れがない 2.油や水、蒸気、薬品漏れなどが、放置されていない	・設備及び周辺のダストは、適宜清掃されていること ・油、水、蒸気の漏れがないこと



5. 周辺(屋外)

P-25

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.不要物を放置していない 2.ゴミ等が散乱していない 3.除草している	・作業場の屋外周辺に不要物を放置していないこと ・作業場の屋外周辺に目立ったゴミ等が散乱していないこと ・作業場の屋外周辺に目立った雑草がなく、定期的に除草していること



参考: 工具室外回り(1~2回/週、25日/月一斉清掃)

3. 清掃 職場の汚れ(1/2)

P-20

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.床面にゴミが落ちていない、油脂類が付着していない	・床面に目立ったゴミがなく、油脂類も付着していないこと(写真1) ・支柱周辺に目立ったゴミや埃が堆積していないこと(写真2)



写真1



写真2

3. 清掃 管理

P-23

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.定期的な清掃する仕組みができて いる 2.清掃担当者が決められている 3.決められたとおりに定期清掃を 実施している	・定期的な清掃する仕組みがあり、実施していること ・清掃の実施を確認していること



3. 清掃 職場の汚れ(2/2)

P-21

指 針	基準の解説(あるべき姿)
2.棚や隠れた場所にゴミや埃が堆積していない 3.ゴミ、空き缶類、吸殻は種類分けされ、適時に処理されている	・棚の清掃状況が良好であること(写真3) ・ゴミ、空き缶類、吸殻は種類分けされ、ゴミは可燃物・不燃物に分類され適宜回収されていること(写真4、5)



写真3



写真4



写真5

4. その他 操作盤・バルブの銘板

P-24

指 針	基準の解説(あるべき姿)
1.ガス、空気等の取り出し口に表示がある 2.表示類は、玉切れ・汚れ等がなくよく見える	・取り出し口に管理番号札を取り付け、行き先及び使用者が明記されていること ・表示は明確にされ、運転手順・法案が添付され誤操作を起こさないよう、周知されていること ・表示類は、玉切れ・汚れ等がなくよく見えること



ガス取口に表示取付



配管識別及び流体名明示